介 護 保 険 最 新 情 報

## 今回の内容

地域支援事業実施要綱の改正について計75枚（本紙を除く）

## Vol． 158

## 平成22年8月12日

## 厚生労働省老健局老人保健課

> 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ う，よろしくお願いいたします。

老発 0806 第 1 号
平成22年8月6日

各都道府県知事 殿


地域支援事業の実施について

㰒記の事業については，平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事葉実施要綱」（以下「実施要網」という。）により行われ ているところであるが，今般，実施要緺の一部が別添新旧対照表のとおり改正 され，平成 2 2 年8月6日より適用することとしたので通知する。

ついては，本事業の実施に涤められるよう特段の御配慮をお願いするととも に，管内市町村に対して，周知微底を図るなど，本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業実施要綱一部改正新旧対照表


その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
（2）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定を除き，包括的支援事業の実施について，適切，公正，中立かつ効率的に実施することができると認め られる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会，社会福祉法人等），一部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村，医療法人，当該事業を実施することを目的として設立された民法法人，特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は，包括的支援事業のすべてにつきー括して行 わなければならない。
（3）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定を除き，包括的支援事業以外の地域支援事業の全部又は一部について，老人介護支援センターの設置者 その他市町村が適当と認める者に対し，その実施を委託することができるものとする。別記1の（1）のイの（ア）の特定高齢者把握事業のうち特定高齢者に関する情報の収集，特定高齢者の候補者の選定に係る業務については，地域包括支援センターにおいて実施す る介護予防ケアマネジメント業務と一体的に実施することが望ましい。
（4）法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては，当該被保険者の保険者である市町村は，当該被保険者の住所のある市町村 にその事業の実施を委託することができる。
（5）地域包括支援センターの設置者（法人である場合は，その役員）若しくはその職員又 はこれらの職にあった者は，正当な理由なしに，その業務に関して知り得た秘密を漏らし てはならない。
5 利用料
市町村は，地域支援事業の利用者に対し，特定高齢者把握事業にかかる費用を除いて，利用料を請求することができる。

その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
（2）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定を除き，包括的支援事業の実施について，適切，公正，中立かつ効率的に実施することができると認め られる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会，社会福祉法人等），一部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村，医療法人，当該事業を実施することを目的として設立された民法法人，特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は，包括的支援事業のすべてにつきー括して行 わなければならない。
（3）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定を除き，包括的支援事業以外の地域支援事業の全部又は一部について，老人介護支援センターの設置者 その他市町村が適当と認める者に対し，その実施を委託することができるものとする。ニ次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し，，早期に対応することをいう。以下同じ。）に係る事業（以下「二次予防事業」という。） の対象者把握事業のうち対象者に関する情報の収集及び対象者の決定に係る業務について は，地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務と一体的に実施することが望ましい。
（4）法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては，当該被保険者の保険者である市町村は，当該被保険者の住所のある市町村 にその事業の実施を委託することができる。
（5）地域包括支援センターの設置者（法人である場合は，その役員）若しくはその職員又 はこれらの職にあった者は，正当な理由なしに，その業務に関して知り得た秘密を漏らし てはならない。
5 利用料
市町村は，地域支援事業の利用者に対し，二次予防事業の対象者把握事業にかかる費用 を除いて，利用料を請求することができる。

## 介護予防事業

（1）介護予防特定高齢者施策
ア 総則
（ア）目的
介護予防事業における介護予防特定高齢者施策は，主として要介護状態等となるお それの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者（以下「特定高齢者」とい う。）を対象として実施することを基本とし，特定高齢者が要介護状態等となること を予防することを通じて，一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し，活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とし て実施する。その目的を達成するため，事業の実施に際しては，介護予防ケアマネジ メント業務により，個々の対象者の心身の状況，その置かれている環境その他の状況 （以下「心身の状況等」という。）に応じて，対象者の選択に基づき，個別の介護予防ケアプランを作成するものとし，当該プランに基づき，適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする
（イ）対象者
介護予防特定高齢者施策における特定高齢者把握事業は，当該市町村の要介護者及 び要支援者を除く第1号被保険者を対象に実施し，通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業は，当該市町村の第1号被保険者である特定高齢者を対象に実施するもの とする。なお，介護予防特定高齢者施策のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は，高齢者人口の概ね5パーセントを目安として，地域の実情に応 じて定めるものとする。
通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にある者 に対しては原則として事業を実施しないが，心身の状況等により通所形態による事業 への参加が困難な者であって，低栄養状態を改善するために必要と認められるものに対しては，介護予防特定高齢者施策において配食の支援を実施して差し支えない。な お，低栄養状態を改善することを目的としない配食の支援については本事業の対象と ならない。
（ウ）事業の種類
この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）特定高齢者把握事業
（2）通所型介護予防事業
（3）訪問型介護予防事業
（4）介護予防特定高齢者施策評価事業

イ 各論
（ア）特定高齢者把握事業
特定高齢者把握事業は，特定高齢者を決定することを目的として，次の取組を実施

別記

1 介護予防事業
（1）二次予防事業
ア 総則
（ア）目的
二次予防事業は，主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められ る 65 歳以上の者を対象として実施することを基本とし，二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて，一人ひとりの生きがいや自己実現の ための取組を支援し，活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため，事業の実施に際しては，介護予防ケアマネジメント業務により，個々の対象者の心身の状況，その置かれてい る環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて，対象者の選択に基 づき，適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。
（イ）対象者
三次予防事業における対象者把握事業は，当該市町村の要介護者及び要支援者を除 く第1号被保険者を対象に実施し，通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業は，当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施するものとする。な お，二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は，高齢者人口の概ね5パーセントを目安として，地域の実情に応じて定めるものとする。
通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にある者 に対しては原則として事業を実施しないが，心身の状況等により通所形態による事業 への参加が困難な者であって，低栄養状態を改善するために必要と認められるものに対しては，三次予防事業において配食の支援を実施して差し支えない。なお，低栄養状態を改善することを目的としない配食の支援については本事業の対象とならない。
三次予防事業の対象者となる者の名称については，「健康づくり高齢者」や「元気向上高齢者」等，各市町村において，地域の特性や実情にあった親しみやすい通称を設定することが望ましい。

## ウ）事業の種類

この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）二次予防事業の対象者把握事業
（2）通所型介護予防事業
（3）訪問型介護予防事業
（4）二次予防事業評価事業

1 各論
（ア）二次予防事業の対象者把握事業
三次予防事業の対象者把握事業（以下「把握事業」という。）は，二次予防事業の

する。
なお，日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）の確認のために行 う生活機能評価は，基本チェックリスト，医師が行う問診，身体計測，理学的検査及 び血圧測定からなる生活機能チェックと反復唾液嚥下テスト，循環器検査，貧血検査及び血液化学検査からなる生活機能検査とで構成するものとし，その実施方法等につ いては，別に定める。
（1）特定高齢者に関する情報の収集
次に掲げる方法等により特定高齢者に関する情報の収集に努めるものとする。
a 要介護認定の担当部局との連携による把握
b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
c 医療機関からの情報提供による把握
d 民生委員等からの情報提供による把握
e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
f 本人，家族等からの相談による把握
g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握
h その他市町村が適当と認める方法による把握
（2）特定高齢者の候補者の選定及び特定高齢者に該当する者であることの確認
特定高齢者の候補者の選定及び当該候補者が特定高齢者に該当する者であること の確認は以下のいずれかにより行う。
a 生活機能チェック以外の機会に基本チェックリストを実施し，特定高齢者の候補者を選定する場合

## （a）特定高齢者の候補者の選定

市町村は，生活機能チェック以外の機会に，別添 1 の「基本チェックリ
スト」を実施し，次のiからivまでのいずれかに該当する者を特定高齢者の候補者として選定する。
i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上に該当する者
ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者

対象者を決定することを目的として，次の取組を実施する。
なお，日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）の確認は，別添 1 の基本チェックリストで行う。なお，必要に応じて検査等を行うことができる。
（1）二次予防事業の対象者に関する情報の収集
次に掲げる方法等により，二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努めるも のとする。情報の収集は，できる限り把握事業の全対象者について行うことが望ま しい。ただし，地域の実情に応じ，例えば各地域の高齢者の課題によって優先順位 をつけて実施することも可能である。
（a）基本チェックリストの配布•回収
把握事業の全対象者に郵送等により配布•回収する。この場合，例えば3年間 に分けて全対象者に配布する等，地域の実情に応じた方法や介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を活用する方法とすることも考えられる。

また，基本チェックリスト未回収者の中には，閉じこもり，うつ，認知症等に より日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから，できる限り電話•戸別訪問等を行い，支援が必要な者の早期発見•早期対応に努めること。 （b）他部局から情報提供等

以下に掲げる方法等により把握した者に対して，基本チェックリストを実施す る。
a 要介護認定の担当部局との連携による把握
b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
c 医療機関からの情報提供による把握
d 民生委員等からの情報提供による把握
e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
f 本人，家族等からの相談による把握
g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握
h その他市町村が適当と認める方法による把握
（2）二次予防事業の対象者の決定等
基本チェックリストにおいて，次のi からivまでのいずれかに該当する者を，要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者として，二次予防事業の対象者とする。
i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上に該当する者
ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者
iii 11 及び 12 の 2 項目すべてに該当する者
iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者
なお，上記に該当する者のうち，基本チェックリストの16の項目に該当する者， 18 から20のいずれかに該当する者，21から25までの項目のうち2項目以上 に該当する者については，うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必
iii 1 1 及び 1 2 の 2 項目すべてに該当する者
iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者
（b）特定高齢者に該当する者であることの確認
（a）により特定高齢者の候補者に選定された者について，基本チェックリ ストを除く生活機能チェック及び生活機能検査を実施し，特定高齢者に該当す る者であることの確認を医師が行う。
b 生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し，特定高齢者の候補者 を選定する場合
（a）特定高齢者の候補者の選定
生活機能チェックを実施し，基本チェックリストの判定の結果，aの（a） i からivまでのいずれかに該当する者を特定高齢者の候補者として選定する。 （b）特定高齢者に該当する者であることの確認
（a）により特定高齢者の候補者に選定された者について，生活機能検査を実施し，特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。
c 要介護認定の担当部局との連携により特定高齢者の候補者を把握する場合
（a）要介護認定において，自立（非該当）と判定された者については，特定高齢者の候補者とみなす。
（b）特定高齢者に該当する者であることの確認
（a）により把握された特定高齢者の候補者について，基本チェックリス ト，生活機能チェック及び生活機能検査を実施し，特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。
（3）特定高齢者の決定等
市町村は，特定高齢者の候補者の中から，生活機能評価の結果等を勘案した医師 の総合的な判断を踏まえ，別添 2 の「特定高齢者の決定方法等」により特定高齢者 を決定する。
市町村は，特定高齢者に対し，特定高齢者に決定した年度及び次年度以降におけ る生活機能評価並びに介護予防事業（「通所型介護予防事業」及び「訪問型介護予防事業」をいう。以下（3）において同じ。）を，次のように実施する。
a 年度内に一回以上は，生活機能評価を実施すること。
b 年度内に一回以上生活機能評価を実施しなかった特定高齢者については，実施 しなかった年度から，再度特定高齢者に決定するまでは，特定高齢者として取り扱わないこと。
c 介護予防事業の対象となる特定高齢者については，生活機能評価を実施した上 で，又は，生活機能評価を年度内に受診する意思を確認した上で，介護予防事業 に参加させること。
d 事前に生活機能評価を受診することに同意し，介護予防事業に参加した特定高齢者については，年度内に生活機能評価を受診しなかった場合であっても，当該年度の特定高齢者として取り扱うこと。尚，この場合，次年度以降は，再度特定高齢者に決定するまでは，特定高齢者として取り扱わないこと。
e 年度内に生活機能評価を受診しなかった特定高齢者であっても，当該特定高齢

要がある。
また，要介護認定において，非該当と判定された者については，基本チェックリ ストを実施しなくても二次予防事業の対象者とする。
（3）二次予防事業の対象者として取り扱う期間三次予防事業の対象者として取り扱う期間は，個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。

者が参加する介護予防事業が次年度にわたり継続する場合，例外的に，当該介護予防事業が終了するまでは，特定高齢者として取り扱うことができること。
（イ）通所型介護予防事業
（1）事業内容
通所型介護予防事業においては，特定高齢者に対して，次のaからdまでに掲げ るプログラム（機能訓練，健康教育等）を実施し，自立した生活の確立と自己実現 の支援を行う。

なお，閉じこもり予防•支援，認知症予防•支援及びうつ予防•支援については，専用の通所形態のプログラムはつくらず，次のaからdまでに掲げるプログラムや地域における自発的な活動等を活用し，支援を行うものとする。
a 運動器の機能向上プログラム
運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し，理学療法士等を中心に看護職員，介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画 を作成し，当該計画に基づき有酸素運動，ストレッチ，簡易な器具を用いた運動等を実施し，運動器の機能を向上させるための支援を行う。
b 栄養改善プログラム
低栄養状態にある又はそのおそれのある対象者に対し，管理栄養士（平成24年3月31日までの間に限り，栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）が看護職員，介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し，当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等 を実施し，低栄養状態を改善するための支援を行う。
C ロ腔機能の向上プログラム
口腔機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し，歯科衛生士等が看護職員，介護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し，当該計画に基づき摂食•嚥下機能訓練，ロ腔清掃の自立支援等を実施し，口腔機能 を向上させるための支援を行う。
d その他のプログラム
上記 a からc までに掲げるプログラムのほか，a からc までに関連するプログ ラムであって，市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断され るプログラムを実施する。
（2）実施場所
通所介護事業所などの介護サービス事業所，市町村保健センター，健康増進セ ンター，老人福祉センター，介護保険施設，公民館など，市町村が適当と認める施設で実施するものとする。
（3）実施担当者
医師，歯科医師，保健師，看護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士，歯科衛生士，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第 93 条第4項に規定する機能訓練指導員，
（イ）通所型介護予防事業
（1）事業内容
通所型介護予防事業においては，二次予防事業の対象者に，次の（a）から（d） までに掲げるプログラム（機能訓練，健康教育等）を実施し，自立した生活の確立 と自己実現の支援を行う。

なお，二次予防事業の対象者が参加するプログラムは，基本チェックリストで該当する項目や，対象者の意向を踏まえて選択するものとする。
（a）運動器の機能向上プログラム
運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し，理学療法士等を中心に看護職員，介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画 を作成し，当該計画に基づき有酸素運動，ストレッチ，簡易な器具を用いた運動等を実施し，運動器の機能を向上させるための支援を行う。

## （b）栄養改善プログラム

低栄養状態にある又はそのおそれのある対象者に対し，管理栄養士（平成 24年 3 月 3 1 日までの間に限り，栄養管理業務に関し 5 年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）が看護職員，介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し，当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等 を実施し，低栄養状態を改善するための支援を行う。
（c）口腔機能の向上プログラム
口腔機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し，歯科衛生士等が看護職員，介護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し，当該計画に基づき摂食•嚥下機能訓練，ロ腔清掃の自立支援等を実施し，口腔機能 を向上させるための支援を行う。
（d）その他のプログラム
上記（a）から（c）までに掲げるプログラムのほか，膝痛•腰痛対策のため のプログラム，閉じこもり予防•支援又は認知症予防•支援又はうつ予防•支援 に関するプログラム，これらのうち複数のプログラムを組み合わせたプログラム等，市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラ ムを実施する。
（2）（同左）
（3）（同左）

経験のある介護職員等が実施する。
（4）実施方法
介謢予防ケアマネジメント業務において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施するものとする。
実施に際しては，特定高齢者の心身の状況等に応じて，リフトバス等による送迎 を行うことができるものとする。
また，安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理マニュア ルを整備し，常に安全管理に配慮し実施するものとする。
（5）実施の手順
通所型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。
a 事前アセスメントの実施
実施担当者は，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握する とともに，事業終了後にその効果を評価するための基準値を得るために，事前ア セスメントを実施する。事前アセスメントでは，地域包括支援センターで作成さ れた介護予防ケアプランを踏まえ，参加が予定されているプログラムに応じて，運動器の機能，栄養状態，口腔機能等の心身の状況等について更に詳細な評価を行うとともに，対象者が事業に参加する際の安全確保のために必要となる情報に ついても，主治医等と連携を図りつつ収集し評価するものとする。
b 個別サービス計画の作成
実施担当者は，事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて，プログラ ムの目標，プログラムの内容，家庭や地域での自発的な取組の内容，実施期間，実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。実施期間は，プログラムの内容に応じて，概ね 3 カ月から 6 カ月程度とし，実施回数は，対象者の過度な負担とならず，かつ効果が期待できる回数を設定するものとする。
c プログラムの実施
実施担当者は，個別サービス計画に基づき，プログラムを実施する。
なお，概ね 1 カ月ごとに個別サービス計画で定めた目標の達成状況について評価を実施し，適宜，プログラムの実施方法等について見直しを行うものとする。
d 事後アセスメントの実施
実施担当者は，事業終了後，事後アセスメントとして，再度，事前アセスメン トと同様の評価を実施し，目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行 う。事後アセスメントの結果は，介護予防ケアプランの見直しに反映させるため，介護予防ケアマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに報告するもの とする。
（4）プログラムに参加する場合の医師の判断
例えば，心臓疾患，骨折等の傷病を有している者については，運動器の関連のプ ログラムの実施により，病状悪化のおそれがあることから，プログラム参加の適否 について医師の判断を求めること。
（5）実施の手順
通所型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。以下（a）から（d） までに掲げる実施状況については，介護予防ケアマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお，地域包括支援センターにより介護予防ケアプランが作成されている場合は，これを踏まえ実施するものとする。 （a）事前アセスメントの実施

実施担当者は，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握する とともに，事業終了後にその効果を評価するための基準値を得るために，事前ア セスメントを実施する。
（b）個別サービス計画の作成
実施担当者は，事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて，プログラ ムの目標，プログラムの内容，家庭や地域での自発的な取組の内容，実施期間，実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。実施期間は，プログラムの内容に応じて，概ね 3 カ月から 6 カ月程度とし，実施回数は，対象者の過度な負担とならず，かつ効果が期待できる回数を設定するものとする。
（c）プログラムの実施
実施担当者は，個別サービス計画に基づき，プログラムを実施する。
なお，概ね 1 カ月ごとに個別サービス計画で定めた目標の達成状況について評価を実施し，適宜，プログラムの実施方法等について見直しを行うものとする。 （d）事後アセスメントの実施

実施担当者は，事業終了後，事後アセスメントとして，再度，事前アセスメン トと同様の評価を実施し，目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行 う。

## （6）留意事項

安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し，常に安全管理に配慮するものとする。
（ウ）訪問型介護予防事業
（1）事業内容
特定高齢者であって，心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な ものを対象に，保健師等がその者の居宅を訪問して，その生活機能に関する問題を総合的に把握•評価し，必要な相談•指導等を実施する。

また，訪問型介護予防事業の対象者であって，低栄養状態を改善するために特に必要と認められるものに対しては，栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施する。
（2）実施担当者
保健師，看護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士，歯科衛生士等が実施する。
（3）実施方法
介護予防ケアマネジメント業務において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施するものとする。 また，安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理マニュア ルを整備し，常に安全管理に配慮し実施するものとする。
（4）実施の手順
訪問型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。
a 事前アセスメントの実施
実施担当者は，対象者の居宅を訪問し，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに，事業終了後にその効果を評価するための基準値を得るために，事前アセスメントを実施する。事前アセスメントでは，地域包括支援センターで作成された介護予防ケアプランを踏まえ，主治医とも連携しつ つ，対象者の心身の状況等について，包括的な評価を行う。その際，認知症やう つが疑われる者については，適宜，医療機関への受診を勧奨するとともに，精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。
b 個別サービス計画の作成
実施担当者は，事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて，個別の対象者ごとに支援方法を検討し，概ね3 カ月から6 カ月までを実施期間とする個別 サービス計画を作成する。
C 支援の実施
実施担当者は，個別サービス計画に基づき，定期的に対象者の居宅を訪問し，

なお，実施に際しては，二次予防事業の対象者の心身の状況等に応じて，リフト バス等による送迎を行うことができるものとする。
（ウ）訪問型介護予防事業
（1）事業内容
二次予防事業の対象者であって，特に閉じこもり，うつ，認知症のおそれがある等，心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものであり，市町村 が訪問型介護予防事業の実施が必要と認められるものを対象に，保健師等がその者 の居宅を訪問して，その生活機能に関する問題を総合的に把握•評価し，必要な相談•指導等を実施する。

また，訪問型介護予防事業の対象者であって，低栄養状態を改善するために特に必要と認められるものに対しては，栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施する。
（2）（同左）

## （3）プログラムに参加する場合の医師の判断

通所型介護予防事業における取扱いと同様，プログラム参加の適否について医師 の判断を求めること。
（4）実施の手順
訪問型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。以下の（a）から （c）までに掲げる実施状況については，介護予防ケアマネジメント業務を実施す る地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお，地域包括支援センター により介護予防ケアプランが作成されている場合は，これを踏まえ実施するものと する。
（a）事前アセスメントの実施
実施担当者は，対象者の居宅を訪問し，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに，事業終了後にその効果を評価するための基準値を得るために，事前アセスメントを実施する。事前アセスメントでは，主治医とも連携しつつ，対象者の心身の状況等について，地域包括支援センターの作成した課題分析•目標設定等を踏まえ，包括的な評価を行う。その際，認知症や うつが疑われる者については，適宜，医療機関への受診を勧奨するとともに，精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。
（b）（同左）
（c）（同左）

対象者の心身の状況等を確認するとともに，必要な相談•指導等を実施する。併 せて，対象者の心身の状況等を踏まえつつ，対象者の関心や興味に応じて，通所型介護予防事業の各種プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促す ものとする。
d 事後アセスメントの実施
実施担当者は，事業終了後，事後アセスメントとして，再度，事前アセスメン トと同様の評価を実施し，目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行 う。
（5）留意事項
訪問型介護予防事業において，低栄養状態の改善のため特に必要であると判断し配食の支援を実施する場合は，食材料費及び調理費相当分については利用者負担と することを基本とするが，利用料の設定に当たっては，低所得者への配慮を考慮す ること。
（エ）介護予防特定高齢者施策評価事業
（1）事業内容
介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ，介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い，その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。 （2）実施方法

事業評価は，年度ごとに，別添3（評価，アウトプット評価，アウトカム評価をそれぞれ実施する。
（3）留意事項
事業評価を実施するため，介護予防事業の対象者数，参加者数，事業参加前後の QOL指標の変化，主観的健康感の変化等のデータ等について，常に収集•整理す るものとする。
（2）介護予防一般高齢者施策
ア 総則
（ア）目的
介護予防一般高齢者施策は，地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され，地域の高齢者が自ら活動に参加し，介護予防に向けた取組が主体的に実施さ れるような地域社会の構築を目指して，健康教育，健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及•啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成•支援を行うこと等を目的とする。
（イ）対象者
介護予防一般高齢者施策は，当該市町村の第 1 号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとする。
（ウ）事業の種類
$\qquad$ （同左）
（5）留意事項
安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し，常に安全管理に配慮し実施するものとする。

また，訪問型介護予防事業において，低栄養状態の改善のため特に必要であると判断し配食の支援を実施する場合は，食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが，利用料の設定に当たっては，低所得者への配慮を考慮すること。
（エ）二次予防事業評価事業
（1）事業内容
介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ，三次予防事業の事業評価を行い，その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。
（2）実施方法
事業評価は，年度ごとに，別添2の「介護予防事業の事業評価」により，プロセス評価，アウトプット評価，アウトカム評価をそれぞれ実施する。
（3）（同左）
（2）一次予防事業
ア 総則
（ア）目的
一次予防事業（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）に係る事業（以下「一次予防事業」 という。）は，地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され，地域の高齢者が自ら活動に参加し，介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して，健康教育，健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動 の普及•啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成•支援を行うこと等を目的とする。
（イ）対象者
一次予防事業は，当該市町村の第 1 号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとする。
（ウ）事業の種類

この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）介護予防普及啓発事業
（2）地域介護予防活動支援事業
（3）介護予防一般高齢者施策評価事業
イ 各論
（ア）介護予防普及啓発事業
事業内容としては，概ね次のものが考えられるが，市町村が効果があると認めるも のを適宜実施するものとする。なお，実施に際しては，特に必要と認められる場合， リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。
（1）介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布
（2）介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催
（3）介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催
（4）介護予防に関する知識又は情報，各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理 するための媒体の配布
（イ）地域介護予防活動支援事業
事業内容としては，概ね次のものが考えられるが，市町村が効果があると認め るものを適宜実施するものとする。
（1）介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
（2）介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
（3）社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
（ウ）介護予防一般高齢者施策評価事業
（1）事業内容介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ，介護予防一般高齢者施策の事業評価を行い，その結果に基づき事業の改善を図る。
（2）実施方法
事業評価は，年度ごとに，別添3 の「介護予防事業の事業評価」により，プロセ ス評価を中心に実施する。
（3）介護予防事業の実施に際しての留意事項
ア 介護予防事業の実施に当たつては，地域の医師会，歯科医師会等の協力を得るとと もに，保健，精神保健福祉等の関係課部局，保健所，医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。
ィ 介護予防特定高齢者施策と介護予防一般高齢者施策は，相互に密に連携を図って，効果的な事業の実施に努めるものとする。なお，両施策については，各事業への参加

この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）介護予防普及啓発事業
（2）地域介護予防活動支援事業
（3）一次予防事業評価事業
ィ 各論
（ア）（同左）

## （イ）地域介護予防活動支援事業

事業内容としては，概ね次のものが考えられるが，市町村が効果があると認めるも のを適宜実施するものとする。なお，事業の展開にあたつては，対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し，当該事業を通じて参加者同士の交流を図り，自主的な取組につなげる等のエ夫をすることにより，住民の積極的な参加 を促すなど，地域づくりに資する視点を持つことが望ましい。
（1）介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
（2）介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
（3）社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
例えば，要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った
場合に，当該活動実績を評価した上で，ポイントを付与する活動等が考えられる。
（ウ）一次予防事業評価事業
（1）事業内容
介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ，一次予防事業の事業評価を行い，その結果に基づき事業の改善を図る。
（2）実施方法
事業評価は，年度ごとに，別添2 2 「介護予防事業の事業評価」により，プロセ ス評価を中心に実施する。
（3）介護予防事業の実施に際しての留意事項
ア 介護予防事業の実施に当たっては，地域の医師会，歯科医師会等の協力を得るとと もに，保健，精神保健福祉等の関係課部局，保健所，医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。
ィ 一次予防事業と二次予防事業は，相互に密に連携を図って，効果的な事業の実施に努めるものとする。なお，両施策については，各事業への参加状況等を勘案し，同じ

状況等を勘案し，同じ会場で実施するなどの創意エ夫を図り実施できるものとする。 2 包括的支援事業
（1）介護予防ケアマネジメント業務
ア 目的
介護予防ケアマネジメント業務は，特定高齢者が要介護状態等となることを予防する ため，その心身の状況，その置かれている環境その他の状況に応じて，対象者自らの選択に基づき，介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。
ィ 対象者
当該市町村の第1号被保険者である特定高齢者を対象に実施するものとする。
ウ 実施担当者
介護予防ケアマネジメント業務は，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員等が相互に協働しながら実施するものとする。
エ 実施の際の考え方
介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たつては，今後，対象者がどのような生活 をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし，その目標を対象者，家族，事業実施担当者が共有するとともに，対象者自身の意欲を引き出し，自主的に取組を行え るよう支援するものとする。また，介護予防ケアプランにおいては，対象者自身による取組，家族や地域住民等による支援等を，積極的に位置づけるとともに，ボランティア や地域活動組織の育成•支援等を実施する介護予防一般高齢者施策と十分に連携し，地域における社会資源の活用に努めることとする。
オ 実施の手順
介護予防ケアマネジメント業務は，次の手順により実施するものとする。（別添 4 の様式1から様式4までの様式（以下「標準様式例」という。）参照）。 （ア）課題分析（アセスメント）

生活機能評価の結果等の情報の把握や，対象者及び家族との面接による聞き取り等 を通じて，次に掲げる各領域ごとに，対象者の日常生活の状況，生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにする。
（1）運動及び移動
（2）家庭生活を含む日常生活
（3）社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
（4）健康管理
その際，生活機能の低下について対象者の自覚を促すとともに，介護予防に取り組 む意欲を引き出すため，対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。 （イ）目標の設定

課題分析の結果，個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定する。目標は，単に運動器の機能や栄養改善，口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指 すものではなく，これらの機能改善や環境の調整などを通じて，生活の質の向上を目指すものとする。

会場で実施するなどの創意エ夫を図り実施できるものとする。
2 包括的支援事業
（1）介護予防ケアマネジメント業務
ア 目的
介護予防ケアマネジメント業務は，三次予防事業の対象者が要介護状態等となること を予防するため，その心身の状況，その置かれている環境その他の状況に応じて，対象者自らの選択に基づき，介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施さ れるよう必要な援助を行うことを目的とする。
イ 対象者
当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施する。
ウ（同左）

エ 実施の際の考え方
介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たつては，今後，対象者がどのような生活 をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし，その目標を対象者，家族，事業実施担当者が共有するとともに，対象者自身の意欲を引き出し，自主的に取組を行え るよう支援するものとする。

オ 実施の手順
介護予防ケアマネジメント業務は，次の手順により実施するものとする。（別添3 の様式1から様式 4 までの様式（以下「標準様式例」という。）参照）。 （ア）課題分析（アセスメント）

基本チェックリストの結果の情報の把握や，対象者及び家族との面接による聞き取 り等を通じて，次に掲げる各領域ごとに，対象者の日常生活の状況，生活機能の低下 の原因や背景等の課題を明らかにする。
（1）運動及び移動
（2）家庭生活を含む日常生活
（3）社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
（4）健康管理
その際，生活機能の低下について対象者の自覚を促すとともに，介護予防に取り組 む意欲を引き出すため，対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。 （イ）目標の設定

課題分析の結果，個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定する。目標は，単に運動器の機能や栄養改善，口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指 すものではなく，これらの機能改善や環境の調整などを通じて，生活の質の向上を目指すものとする。課題分析（アセスメント）の結果，地域包括支援センターは，必要 と認められる場合には，対象者及びその家族の同意を得て，支援の内容や目標の達成
（ウ）介護予防ケアプランの作成
課題分析（アセスメント）の結果や対象者の希望に基づき，（イ）で設定した目標 を達成するための最も適切な事業の組合せを検討し，対象者及びその家族の同意を得 て，支援の内容や目標の達成時期等を含む介謢予防ケアプランを作成する。その際，対象者，家族及び事業の実施担当者等が共通の認識を得られるよう情報の共有に努め るものとする。
（エ）モニタリングの実施
介護予防ケアプランに基づき，介護予防事業が実施される間，地域包括支援センタ一は，必要に応じて，その実施状況を把握するとともに，当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また，当該事業の実施担当者に対し，介護予防事業による目標 の達成状況等の評価を行わせ，その結果の報告を受ける。
（才）評価
介護予防ケアプランで定めた期間が経過した後，地域包括支援センターでは，事業 の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ，対象者及び家族 との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し，適宜，介護予防ケアプラ ンの見直し等を行う。
力 留意事項
（ア）介護予防ケアマネジメント業務は，1の（1）のイの（ア）の特定高齢者把握事業と密に連携を図り，実施するものとする。
（イ）介護予防ケアマネジメント業務に用いる標準様式例は，必要と思われる標準的な項目を示したものであり，様式の記載においては，介護予防ケアマネジメントに必要 な情報について個別に吟味した上で，適宜，項目を追加または簡略化するなどエ夫し て用いるものとする。
（ウ）介護予防ケアマネジメント業務においては，介護保険における居宅介護（介護予防）支援との一貫性や連続性の確保に配慮するものとする。
（エ）介護予防ヶアマネジメント業務においては，多くの専門職や地域住民等の積極的 な参画を求めるものとする。
（オ）介護予防ケアマネジメント業務においては，対象者又はその家族の秘密が部外者 に漏れることのないよう，必要な措置を講じるものとする。
（2）総合相談支援業務
ア 目的
総合相談支援業務は，地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう，地域における関係者とのネットワークを構築するとと

時期等を含む介護予防ケアブランを作成することができる。その際，対象者，家族及 び事業の実施担当者等が共通の認識を得られるよう情報の共有に努めるものとする。介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には，地域包括支援センターは，事業の実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援 の内容等を伝え，事業の実施後に事業実施担当者から事前•事後アセスメント及び個別サービス計画に係る情報を収集することによりこれに替えることができる。なお，介護予防ケアプランにおいては，対象者自身による取組，家族や地域住民等による支援等を，積極的に位置づけるとともに，ボランティアや地域活動組織の育成•支援等 を実施する一次予防事業と十分に連携し，地域における社会資源の活用に努めること とする。

## （ウ）モニタリングの実施

介護予防事業が実施される間，地域包括支援センターは，必要に応じて，その実施状況を把握するとともに，当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また，当該事業の実施担当者に対し，介護予防事業による目標の達成状況等の評価を行わせ， その結果の報告を受ける。

## （土）評価

地域包括支援センターでは，事業の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ，対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し，適宜，介護予防ケアプランの見直し等を行う。
力 留意事項
（ア）介護予防ケアマネジメント業務は，1の（1）のイの（ア）の三次予防対象者 の把握事業と密に連携を図り，実施するものとする。
（イ）（同左）
（ウ）（同左）
（エ）（同左）
（才）（同左）

もに，高齢者の心身の状況や生活の実態，必要な支援等を幅広く把握し，相談を受け地域における適切な保健•医療•福祉サービス，機関又は制度の利用につなげる等の援を行うことを目的とする。

イ 事業内容
（ア）地域におけるネットワークの構築
地域包括支援センターは，支援を必要とする高齢者を見い出し，保健•医療•福祉サービスを はじめとする適切な支援へのつなぎ，継続的な見守りを行い，更なる問題の発生を防止するため地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。
（イ）実態把握
（ア）で構築したネットワークを活用するほか，様々な社会資源との連携，高齢者世帯への戸訪問，同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により，高齢者や家族の状況等につい の実態把握を行うものとする。特に，地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介 を含めた重層的な課題を抱えている世帯など，支援が必要な世帯を把握し，当該世帯の高齢者家族への支援につなげることができるように留意するものとする。
（ウ）総合相談支援
（1）初期段階の相談対応
本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，的確な状況把握等を行い，専門的•継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。
適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には，相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供，関係機関の紹介等を行う。
（2）継続的•専門的な相談支援
（1）の対応により，専門的•継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には，より詳細な情報収集を行い，個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき，適切なサービスや制度につなぐとともに，定期的に情報収 を行い，期待された効果の有無を確認する。
（3）権利擁護業務
ア 目的
権利擁護業務は，地域の住民，民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において尊厳のある生活を維持し，安心して生活を行うことができるよう，専門的•継続的 な視点から，高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

イ 事業内容
地域福祉権利擁護事業，成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する など，ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ，適切な支援を提供することにより，高齢

者の生活の維持を図る。
特に，高齢者の権利雍護の観点からの支援が必要と判断した場合には，次のような諸制度を活用する。
（ア）成年後見制度の活用促進
成年後見制度を説明するとともに，親族からの申立てが行われるよう支援する。
申立てを行える親族がないと思われる場合や，親族があっても申立てを行う意思がない場合で成年後見の利用が必要と認める場合，速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告市町村申立てにつなげる。
（イ）老人福祉施設等への措置の支援
虐待等の場合で，高龄者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は，市村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し，措置入所の実施を求める。
（ウ）高齢者虐待への対応
虐待の事例を把握した場合には，「高齢者虐待の防止，高龄者の養護者に対する支援等に関す法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき，速やかに当該高龄者を訪問して状況を確認す等，事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については，「市町村•都道府県における高齢虐待への対応と擁護者支援」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照のこと）
（工）困難事例への対応
高龄者やその家庭に重層的に課題が存在している場合，高齢者自身が支援を拒否している場合 の困難事例を把握した場合には，地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携 るとともに，地域包括支援センター全体で対応を検討し，必要な支援を行う。
（オ）消費者被害の防止
訪問眅売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため，消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに，民生委員，介護支援専門員，訪問介護員等に必要な情提供を行う。

ウ 留意事項
イの（ア）の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。
（ア）市町村，地方法務局等と連携し，成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う （イ）鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう，地域で成年見人となるべき者を推薦する団体等を，高齢者又はその親族に対して紹介する。
（4）包括的•継続的ケアマネジメント支援業務
ア 目的
包括的•継続的マネジメント支援業務は，高龄者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる よう，介護支援専門員，主治医，地域の関係機関等の連携，在宅と施設の連携など，地域において多職種相互の協動等により連携し，個々の高齢者の状況や変化に応じて，包括的かつ継続的に支援 していく包括的•継続的ケアマネジメントが重要であり，地域における連㑺•協働の体制づくりや

個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

## ィ 事業内容

（ア）包括的•継続的なケア体制の構築
在宅•施設を通じた地域における包括的•継続的なケアを実施するため，医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し，地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また，地域の介護支援専門員が，地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動，老人クラブ活動，ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう，地域の連携•協力体制を整備する。
（イ）地域における介護支援専門員のネットワークの活用
地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために，介護支援専門員相互の報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり，その活用を図る
（ウ）日常的個別指導•相談
地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し，介護支援専門員に対する個別の相談窓口の置，居宅（介護予防）•施設サービス計画の作成技術の指導，サービス担当者会議の開催支援な専門的な見地からの個別指導，相談への対応を行う。

また，地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から，必要に応じて，地域包括支援センタ の各専門職や関係機関とも連携の上，事例検討会や研修の実施，制度や施策等に関する情報提供 を行う。
（土）支援困難事例等への指導•助言
地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について，適宜，地域包括支援センターの各専門 や地域の関係者，関係機関との連携の下で，具体的な支援方針を検討し，指導助言等を行う。

ウ 留意事項
包括的•継続的ケアマネジメント支援業務は，地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務，介護予防支援，介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り，包括的•継続的なケアが提供されるよう配慮するものとする。

3 任意事業
（1）目的
地域の高齢者が，住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう にするため，介護保険事業の運営の安定化を図るとともに，被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し，地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。
（2）対象者
被保険者，要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者 とする。

3 任意事業
（1）（同左）
（2）（同左）

ただし，住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は必要な理由 がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については，住宅改修の活用を希望する要介護 （支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。

## （3）事業内容

任意事業としては，法上，介護給付等費用適正化事業，家族介護支援事業，その他の事業が規定 されているが，次に揭げる事業はあくまでも例示であり，介謢保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り，地域の実情に応じ，創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。
ア 介護給付等費用適正化事業
介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていない かの检証，介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供，介護サービ ス事業者間による連絡協議会の開倠等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備 を図るとともに，介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお，介護給付等に要する費用の適正化のための事業のうち，主要な適正化事業は次のとおり。

主要介護給付等費用適正化事業（厚生労衝大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労㗢省告示第31号））
（1）認定調査状況チェック
（2）ケアプランの点検
（3）住宅改修等の点検
（4）医療情報との突合•縱覧点検
（5）介護給付費通知
ィ 家族介護支援事業
介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。 （ア）家族介護支援事業

要介護被保険者の状態の維持•改善を目的とした，適切な介護知識•技術の習得や，外部サー ビスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。
（イ）認知症高龄者見守り事業
地域における認知症高龄者の見守り体制の構築を目的とした，認知症に関する広報•啓発活動，徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築•運用，認知症高齢者に関する知識のあるボラ ンティア等による見守りのための訪問などを行う。
（ウ）家族介護継続支援事業
家族の身体的•精神的•経済的負担の軽減を目的とした，要介護被保険者を現に介護する者 に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防，病気の早期発見や，介護用品の支給，介護の慰労のための金品の贈呈，介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等 を開催する。

## （3）事業内容

任意事業としては，法上，介護給付等費用適正化事業，家族介護支援事業，その他の事業が規定 されているが，次に掲げる事業はあくまでも例示であり，介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り，地域の実情に応じ，創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。
ア（同左）

1 （同左）

ウ その他の事業
次の（ア）から（ウ）までに揭げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。
（ア）成年後見制度利用支援事業
市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。
（イ）福祉用具•住宅改修支援事業
福祉用具•住宅改修に関する相談•情報提供•連絡調整等の実施，福祉用具•住宅改修に関 する助言，住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわ かる書類を作成した場合の経費の助成を行う。
（ウ）地域自立生活支援事業
次の（1）から（5）までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。
（1）高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング），高齢者向け優良賃貸住宅，高齢者専用賃貸住宅，多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に，日常生活上の生活相談•指導，安否確認緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し，関係機関•関係団体等によ る支援体制を構築するなど，地域の実情に応じた，高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。
（2）介護サービスの質の向上に資する事業
地域で活躍している高齢者や民生委員等が，介護サービス利用者のための相談などに応じ るボランティア（介護相談員）として，利用者の疑問や不満，不安の解消を図るとともに， サービス担当者と意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。
（3）地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対し，地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し，高齢者の状況を定期的に把握するとともに，必要に応じ，地域包括支援センター等に報告する。
（4）家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間•365日）対応 するための体制整備（電話を受け付け，適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペ レーターの配置等）を行う。
（5）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
地域社会等において，豊かな経験と知識•技能を生かし，地域の各団体の参加と協力のも とに，高齢者の生きがいと社会参加を促進するため，地域における様々な社会資源を活用し各種サービスを提供する。

ウ その他の事業
次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。
（ア）（同左）
（イ）（同左）
（ウ）地域自立生活支援事業
次の（1）から（5）までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。
（1）（同左）
（2）（同左）
（3）地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
栄養改善が必要な高齢者（三次予防事業の対象者を除く。）に対し，地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し，高齢者の状況を定期的に把握するとともに，必要に応じ，地域包括支援センター等に報告する。
（4）（同左）
（5）（同左）
（4）留意事項
ア 任意事業の実施に当たっては，この包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど，地域における社会資源の活用に留意すること。

1 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の実施にあたっては，介護支援専門員又は作業療法士，福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者など，居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認めら れる者が作成者であること。

ウ（3）のウの（ウ）の③のような，配食の支援を活用した事業を実施する場合，食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることが基本となるが，利用料の設定に当たっては，低所得者への配慮 や市町村における財源等を考慮すること。

エ 介護予防•地域支え合い事業として実施されていた事業のうち，「生きがい活動通所支援事業」や「緊急通報体制等整備事業」等の一般財源化された事業は，地域支援事業として実施することはでき ないものであること。
（4）（同左）

別添 1

## 基本チェックリスト

| No． | 質問項目 | 回 答 （いずれかに○を お付け下さい） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | バスや電車で1人で外出していますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 2 | 日用品の買物をしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 3 | 預貯金の出し入れをしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 4 | 友人の家を訪ねていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 5 | 家族や友人の相談にのっていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 6 | 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 7 | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 8 | 15分位続けて歩いていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 9 | この1年間に転んだことがありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 10 | 転倒に対する不安は大きいですか | 1．はい | 0．いいえ |
| 11 | 6力月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか | 1．はい | 0．いいえ |
| 12 | 身長 cm 体重 ${ }^{\text {a }}$ kg（BMI $=$ ）（注） |  |  |
| 13 | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか | 1．はい | 0．いいえ |
| 14 | お茶や汁物等でむせることがありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 15 | 口の渇きが気になりますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 16 | 週に1回以上は外出していますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 17 | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 18 | 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われ ますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 19 | 自分で電話番号を調べて，電話をかけることをしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 20 | 今日が何月何日かわからない時がありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 21 | （ここ2週間）毎日の生活に充実感がない | 1．はい | 0．いいえ |
| 22 | （ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった | 1．はい | 0．いいえ |
| 23 | （ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおつくうに感じら れる | 1．はい | 0．いいえ |
| 24 | （ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない | 1．はい | 0．いいえ |
| 25 | （ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする | 1．はい | 0．いいえ |

（注） $\mathrm{BMI}(=$ 体重（ kg ）$\div$ 身長 $(\mathrm{m}) ~ \div$ 身長（m））が 18.5 未満の場合に該当とする。

市町村は，特定高龄者の候補者に選定された者について，生活機能評価の結果等を勘案し た医師の総合的な判断を踏まえ，特定高齢者を決定し，さらに，当該特定高齢者にとって医学的な理由により利用が不適当な介護予防事業の有無を決定する。
なお，医師は，特定高龄者の候補者に選定された者について，以下の $1 \sim 6 へ$ の該当の有無，生活機能チェック及び生活機能検査の結果を踏まえて，生活機能の低下の有無及び当該特定高齢者にとつて医学的な理由により利用が不適当な介護予防事業の有無について総合的 な判断を行う。

1 運動器の機能向上
基本チェックリスト $6 \sim 10$ の 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者


ただし，うつ予防•支援関係の項目を除く20項目のうち10項目以上該当し「特定高齢者の候補者」と判定された者であって，基本チェックリスト6～10 のうち 3 項目以上該当していない者について，以下に示す運動機能測定を行 った場合に 3 項目の測定の配点合計が 5 点以上となった場合については，該当 する者とみなしてよい。

| 運動機能測定項目 | 基準値 |  | 基準値に該当す |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 男性 | 女性 | る場合の配点 |
| 握力（kg） | ＜29 | ＜19 | 2 |
| 開眼片足立時間（秒） | ＜20 | $<10$ | 2 |
| 10 m 歩行速度（秒） | $\geqq 8.8$ | $\geqq 10.0$ | 3 |
| （ 5 m の場合） | $(\geqq 4.4)$ | $(\geqq 5.0)$ |  |
| 配点合計 | 点 $\cdots$ | 運動機能の著しい低下を認めず連動機能の著しい低下を認める |  |
|  | 点 $\cdot$. |  |  |

## 2 栄養改善

以下の（1）及び（2）に該当する者又は③）に該当する者
（1）基本チェックリスト11に該当
（2）BMIが18．5未満
（3）血清アルブミン値が $3.8 \mathrm{~g} / \mathrm{d}$ I以下

3 口腔機能の向上
以下の（1），（2）又は（3）のいずれかに該当する者
（1）基本チェックリスト13～15の3項目のうち2項目以上に該当
（2）視診により口腔内の衛生状態に問題を確認
③復唾液嚥下テストが3回未満

4 閉じこもり予防•支援

基本チェックリスト16に該当する者
（ 17にも該当する場合は特に要注意 ）

5 認知症予防－支援
基本チェックリスト18～20のいずれかに該当する者

6 うつ予防•支援

基本チェックリスト21～25で2項目以上該当する者
※ なお，認知症及びうつについては，特定高齢者に該当しない場合においても，可能な限り精神保健福祉対策の健康相談等により，治療の必要性等についてアセスメン トを実施し，適宜，受診勧奨や経過観察等を行うものとする。

## 介護予防事業の事業評価

事業評価をする際には，以下の 3 段階の評価指標を設定する。
（1）プロセス指標：事業を効果的•効率的に実施するための事業の企画立案，実施過程等に関する指標
（2）アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関 する指標
③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

1 介護予防事業（二次予防事業）
＜プロセス指標＞
以下の 10 項目について，事業が適切な手順•過程を経て実施できているか否かを評価する
（1）三次予防事業の対象者を適切に把握•選定するため，複数の把握経路を確保して いるか。
（2）三次予防事業の対象者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ，当該二次予防事業の対象者に対する事業の実施状況等について情報還元を行っているか。 （3）事業の企画•実施•評価に住民が参画しているか。 （4）事業の実施状況を把握しているか。
（5）事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
⑥事業の実施状況の検証に基づき，次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。 （7）事業に関する苦情や事故を把握しているか。
（8）事業の効果を分析する体制が確立しているか。
（9）関係機関（地域包括支援センター，医療機関，民生委員等）において情報を共有 するため，共有する情報の範囲，管理方法，活用方法に関する取り決めをしてい るか。
（10）二次予防事業の対象者の個人情報が共有されることについて，対象者に十分な説明を行い，同意を得ているか
＜アウトプット指標＞
以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

| 指 標 | 評価方法 |
| :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { (1)介護予防ケアマネジメ } \\ \text { ント実施件数 (実施率) } \end{gathered}$ | 年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し，実施予定件数及び実施件数により特定高齢者の把握状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 実施件数 $\div$ 実施予定件数） |
| （2）事業実施回数（実施率） | 年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し，実施予定回数及び実施回数により実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 実施回数 $\div$ 実施予定回数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。 |
| （3）事業参加者数（実施率） | 年度末に年間の事業参加者の状況を集計し，事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 参加者数 $\div$ 参加予定者数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。 |

## ＜アウトカム指標＞

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う。

| 指 標 | 評価方法 |
| :--- | :---: |
| （1）新規認定申請者数 | 年度末に年間の新規認定申請者数を集計•分析する。介護予防事業の <br> 効果を直接反映する指標ではないが，前年比や年次推移等のデータを介 <br> 護予防事業の効果の推計に活用する。 |
| （2）新規認定者数（要介護度 <br> 別） | 年度末に年間の新規認定者数を集計し，要介護度別の新規認定者数の <br> 前年比，年次推移等のデータにより，介護予防事業の効果を評価する。 |
|  |  |

＜アウトプット指標〉
以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

| 指 標 | 評価方法 |
| :---: | :---: |
| （1）介護予防ケアマネジメント実施件数（実施率） | 年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し，実施予定件数及び実施件数により二次予防事業の対象者の把握状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 実施件数 $\div$ 実施予定件数） |
| （2）事業実施回数（実施率） | 年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し，実施予定回数及び実施回数に より実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 実施回数 $\div$ 実施予定回数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。 |
| （3）事業参加者数（実施率） | 年度末に年間の事業参加者の状況を集計し，事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 参加者数 $\div$ 参加予定者数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。 |

## ＜アウトカム指標〉

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う

| 指 標 | 評価方法 |
| :---: | :---: |
| （1）新規認定申請者数 | 年度末に年間の新規認定申請者数を集計•分析する。介護予防事業の効果を直接反映する指標ではないが，前年比や年次推移等のデータを介護予防事業の効果の推計に活用する。 |
| （2）新規認定者数（要介護度別） | 年度末に年間の新規認定者数を集計し，要介護度別の新規認定者数の前年比，年次推移等のデータにより，介護予防事業の効果を評価する。 |


| ③旧要支援＋旧要介護 1 」の人数 | 年度末時点の「旧要支援＋旧要介護1」つまり「要支援1＋要支援 $2+$ 要介護 1 」の人数を集計し，介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合） での人数との比較•検証により，介護予防事業の効果を評価す る。 |
| :---: | :---: |
| （4）介護予防事業参加者からの新規認定者数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し，その率（新規認定者数 $\div 介$ 護予防事業参加者数）によ り，介護予防事業の効果を評価する。 |
| （5）主観的健康感 （※） | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の主観的健康感の変化を集計し，維持•改善割合（事業参加者 のうち参加後に主観的健康感が維持•改善された者の割合）に より介護予防事業の効果を評価する。 |
| （6）基本チェックリス トの点数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の基本チェックリストの点数の変化を集計し，維持•改善割合 （事業参加者のうち参加後に点数が維持•改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。 |

※）主観的健康感は，国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。
「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。
1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」

## 2 介護予防事業（介護予防一般高齢者施策）

## ＜プロセス指標＞

以下の 5 項目について，事業が適切な手順•過程を経て実施できているか否かを評価する。
（1）介護予防に関する一般的な知識や，介護予防事業の対象者，事業内容，参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
（2）介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握している か。
③介護予防事業を推進するに当たり，介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。

| （3）「旧要支援＋旧要介護 1 」の人数 | 年度末時点の「旧要支援＋旧要介護1」つまり「要支援1＋要支援 $2+$ 要介護 1 」の人数を集計し，介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合） での人数との比較•検証により，介護予防事業の効果を評価す る。 |
| :---: | :---: |
| （4）介護予防事業参加者からの新規認定者数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し，その率（新規認定者数 $\div$ 介護予防事業参加者数）によ り，介護予防事業の効果を評価する。 |
| （5）主観的健康感 （※） | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の主観的健康感の変化を集計し，維持•改善割合（事業参加者 のうち参加後に主観的健康感が維持•改善された者の割合）に より介護予防事業の効果を評価する。 |
| （6）基本チェックリス トの点数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の基本チェックリストの点数の変化を集計し，維持•改善割合 （事業参加者のうち参加後に点数が維持•改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。 |

※）主観的健康感は，国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。
「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。
1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」

2 介護予防事業（一次予防事業）
＜プロセス指標＞
以下の 5 項目について，事業が適切な手順•過程を経て実施できているか否かを評価する。
（1）介護予防に関する一般的な知識や，介護予防事業の対象者，事業内容，参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
（2）介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握している か。
③介護予防事業を推進するに当たり，介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
（4）ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催している か。
（5）地域活動組織の求めに応じて，担当職員の派遣，活動の場の提供等の支援を行ってい るか。
＜アウトプット指標・アウトカム指標＞
介護予防事業（介護予防一般高齢者施策）については，市町村の創意工夫により様々 な事業が想定されることから，事業内容等に応じて適宜指標を設定し，アウトプット及びアウトカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。
【指標の例】
（1）介護予防に関する講演会，相談会等の開催回数•参加者数
（2）介護予防に関するイベント等の開催回数
（3）ボランティア育成のための研修会の開催回数•参加者延数
（4）地域活動組織への支援•協力等の実施回数
（5）当該年度に新規に創設された地域活動組織の数

4）ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催している か。
（5）地域活動組織の求めに応じて，担当職員の派遣，活動の場の提供等の支援を行ってい るか。

## ＜アウトプット指標－アウトカム指標＞

介護予防事業（一次予防事業）については，市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから，事業内容等に応じて適宜指標を設定し，アウトプット及びアウ トカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。

【指標の例】
（1）介護予防に関する講演会，相談会等の開催回数•参加者数 （2）介護予防に関するイベント等の開催回数
（3）ボランティア育成のための研修会の開催回数•参加者延数
（4）地域活動組織への支援•協力等の実施回数
5）当該年度に新規に創設された地域活動組織の数

別添4 様式1
（※介護予防ケアマネジメント部分を抜䊀）

作成担当者



《現病歴•既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

| 年月日 | 病名 | 医療機関•医師名 <br> （主治医•意見作成者にか） |  | 経過 | 治療中の場合は内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中経過観察中 その他 |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | $\begin{gathered} \hline \text { 治寮中 } \\ \text { 経過観察中 } \\ \text { その他 } \end{gathered}$ |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中経過榷察中 その他 |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | $\begin{gathered} \text { 治療中 } \\ \text { 経過観察中 } \\ \text { その他 } \end{gathered}$ |  |

《現在利用しているサービス》


地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり，利用者の状沮を把握する必要があるときは，要介護




平成 年 月 日 氏名


様式 3
介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）





## 【改正後全文】



各都道府県知事 殿

## 厚 生 労 働 省 老 健 局 長

地域支援事業の実施について

標記については，介護保険制度の円滑な実施の観点から，被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する ため，今般，別紙のとおり，「地域支援事業実施要綱」を定め，平成22年8月6日から適用することとしたので通知する。

ついては，本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするととも に，管内市町村に対して，周知徹底を図るなど，本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

別紙
地域支援事業実施要綱

1 目的
地域支援事業は，介護予防事業，包括的支援事業（介護予防ケアマネジメ ント業務，総合相談支援業務，権利擁護業務及び包括的•継続的ケアマネジ メント支援業務をいう。）及びその他の地域支援事業を行うことにより，被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）とな ることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること を目的とするものである。

## 2 事業内容

別記のとおり。

3 実施方法
（1）地域支援事業は，介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」と いう。），介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」と いう。），介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第36号。以下「省令」 という。）及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第 3 1 6 号）の規定によるほか，この実施要綱の定めると ころによる。
（2）地域支援事業の実施に当たっては，高齢者のニーズや生活実態に基づい て総合的な判断を行い，高齢者に対し，自立した日常生活を営むことがで きるよう，継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することと する。
（3）地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために，保健師，主任介護支援専門員，社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かし ながら，常に情報を共有し，互いに業務の理念，基本的な骨格を理解した上で，連携•協働の体制を作り，業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。

また，地域包括支援センター内にとどまることなく，地域での各種サー ビス，保健•医療•福祉の専門職，専門機関相互の連携，ボランティア等 の住民活動などインフォーマルな活動を含めた，地域における様々な社会資源の有効活用を図り，ネットワーク化を構築していく必要がある。さら

に，地域支援事業の円滑な実施，地域包括支援センターの適切，公正かつ中立な運営を確保する観点から，地域包括支援センター運営協議会等を積極的に活用されたい。

## 4 実施主体

（1）実施主体は，市町村（特別区，一部事務組合，広域連合等を含む。以下同じ。）とし，その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
（2）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定 を除き，包括的支援事業の実施について，適切，公正，中立かつ効率的に実施することができると認められる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会，社会福祉法人等），一部事務組合若しくは広域連合等 を組織する市町村，医療法人，当該事業を実施することを目的として設立 された民法法人，特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は，包括的支援事業のすべて につきー括して行わなければならない。
（3）市町村は，地域の実情に応じ，利用者，サービス内容及び利用料の決定 を除き，包括的支援事業以外の地域支援事業の全部又は一部について，老人介護支援センターの設置者その他市町村が適当と認める者に対し，その実施を委託することができるものとする。二次予防（要介護状態等となる おそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し，早期に対応 することをいう。以下同じ。）に係る事業（以下「二次予防事業」という。） の対象者把握事業のうち対象者に関する情報の収集及び対象者の決定に係 る業務については，地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケア マネジメント業務と一体的に実施することが望ましい。
（4）法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては，当該被保険者の保険者である市町村は，当該被保険者の住所のある市町村にその事業の実施を委託することができる。
（5）地域包括支援センターの設置者（法人である場合は，その役員）若しく はその職員又はこれらの職にあった者は，正当な理由なしに，その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 利用料
市町村は，地域支援事業の利用者に対し，二次予防事業の対象者把握事業にかかる費用を除いて，利用料を請求することができる。

別記

1 介護予防事業
（1）二次予防事業
ア 総則
（ア）目的
二次予防事業は，主として要介護状態等となるおそれの高い状態に あると認められる 65 歳以上の者を対象として実施することを基本と し，二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防すること を通じて，一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し，活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する ことを目的として実施する。その目的を達成するため，事業の実施に際しては，介護予防ケアマネジメント業務により，個々の対象者の心身の状況，その置かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」 という。）に応じて，対象者の選択に基づき，適切な事業を包括的か つ効率的に実施するものとする。
（イ）対象者
二次予防事業における対象者把握事業は，当該市町村の要介護者及び要支援者を除く第 1 号被保険者を対象に実施し，通所型介護予防事業及 び訪問型介護予防事業は，当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施するものとする。なお，二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は，高齢者人口の概ね 5パーセントを目安として，地域の実情に応じて定めるものとする。
通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にある者に対しては原則として事業を実施しないが，心身の状況等 により通所形態による事業への参加が困難な者であって，低栄養状態を改善するために必要と認められるものに対しては，二次予防事業におい て配食の支援を実施して差し支えない。なお，低栄養状態を改善するこ とを目的としない配食の支援については本事業の対象とならない。
二次予防事業の対象者となる者の名称については，「健康づくり高齢者」や「元気向上高齢者」等，各市町村において，地域の特性や実情に あった親しみやすい通称を設定することが望ましい。

## （ウ）事業の種類

この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）二次予防事業の対象者把握事業
（2）通所型介護予防事業
（3）訪問型介護予防事業
（4）二次予防事業評価事業

## イ 各論

（ア）二次予防事業の対象者把握事業
二次予防事業の対象者把握事業（以下「把握事業」という。）は，二次予防事業の対象者を決定することを目的として，次の取組を実施する。

なお，日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）の確認は，別添 1 の基本チェックリストで行う。なお，必要に応じて検査等 を行うことができる。
（1）二次予防事業の対象者に関する情報の収集
次に掲げる方法等により，二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努めるものとする。情報の収集は，できる限り把握事業の全対象者について行うことが望ましい。ただし，地域の実情に応じ，例えば各地域の高齢者の課題によって優先順位をつけて実施するこ とも可能である。
（a）基本チェックリストの配布•回収
把握事業の全対象者に郵送等により配布•回収する。この場合，例えば3年間に分けて全対象者に配布する等，地域の実情 に応じた方法や介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニー ズ調査を活用する方法とすることも考えられる。

また，基本チェックリスト未回収者の中には，閉じこもり， うつ，認知症等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから，できる限り電話•戸別訪問等を行い，支援が必要な者の早期発見•早期対応に努めること。
（b）他部局から情報提供等
以下に掲げる方法等により把握した者に対して，基本チェッ クリストを実施する。
a 要介護認定の担当部局との連携による把握
b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
c 医療機関からの情報提供による把握
d 民生委員等からの情報提供による把握
e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
f 本人，家族等からの相談による把握
g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握
h その他市町村が適当と認める方法による把握
（2）二次予防事業の対象者の決定等
基本チェックリストにおいて，次の i からivまでのいずれかに該当する者を，要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認めら れる者として，二次予防事業の対象者とする。
i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上に該当する者
ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者
iii 11 及び 12 の 2 項目すべてに該当する者
iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者 なお，上記に該当する者のうち，基本チェックリストの 16 の項目に該当する者，18から20のいずれかに該当する者，21 から 25 までの項目のうち 2 項目以上に該当する者については，うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必要がある。

また，要介護認定において，非該当と判定された者については，基本チェックリストを実施しなくても二次予防事業の対象者とす る。
（3）二次予防事業の対象者として取り扱う期間
二次予防事業の対象者として取り扱う期間は，個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。
（イ）通所型介護予防事業
（1）事業内容
通所型介護予防事業においては，二次予防事業の対象者に，次の （a）から（d）までに掲げるプログラム（機能訓練，健康教育等） を実施し，自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。

なお，二次予防事業の対象者が参加するプログラムは，基本チェ ックリストで該当する項目や，対象者の意向を踏まえて選択するも のとする。
（a）運動器の機能向上プログラム運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対 し，理学療法士等を中心に看護職員，介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し，当該計画に基づき有酸素運動，ストレッチ，簡易な器具を用いた運動等を実施し，運動器の機能を向上させるための支援を行う。
（b）栄養改善プログラム
低栄養状態にある又はそのおそれのある対象者に対し，管理栄養士（平成 2 4年3月31日までの間に限り，栄養管理業務に関 し 5 年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）が看護職員，介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成 し，当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し，低栄養状態を改善するための支援を行う。
（c）口腔機能の向上プログラム
口腔機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し，歯科衛生士等が看護職員，介護職員等と協働して口腔機能の向上 に係る個別の計画を作成し，当該計画に基づき摂食•嚥下機能訓練，口腔清掃の自立支援等を実施し，口腔機能を向上させるため の支援を行う。
（d）その他のプログラム
上記（a）から（c）までに掲げるプログラムのほか，膝痛•腰痛対策のためのプログラム，閉じこもり予防•支援又は認知症予防•支援又はうつ予防•支援に関するプログラム，これらのう ち複数のプログラムを組み合わせたプログラム等，市町村におい て介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラム を実施する。
（2）実施場所
通所介護事業所などの介護サービス事業所，市町村保健センター，健康増進センター，老人福祉センター，介護保険施設，公民館など，市町村が適当と認める施設で実施するものとする。
（3）実施担当者
医師，歯科医師，保健師，看護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士，歯科衛生士，指定居宅サービス等の事業 の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第3 7号）第 93 条第4項に規定する機能訓練指導員，経験のある介護職員等が実施する。
（4）プログラムに参加する場合の医師の判断
例えば，心臓疾患，骨折等の傷病を有している者については，運動器の関連のプログラムの実施により，病状悪化のおそれがあるこ とから，プログラム参加の適否について医師の判断を求めること。
（5）実施の手順

通所型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。以下（a）から（d）までに掲げる実施状況については，介護予防ケ アマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに必ず報告す るものとする。なお，地域包括支援センターにより介護予防ケアプ ランが作成されている場合は，これを踏まえ実施するものとする。
（a）事前アセスメントの実施
実施担当者は，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに，事業終了後にその効果を評価するため の基準値を得るために，事前アセスメントを実施する。
（b）個別サービス計画の作成
実施担当者は，事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏ま えて，プログラムの目標，プログラムの内容，家庭や地域での自発的な取組の内容，実施期間，実施回数等を記載した個別サービ ス計画を作成する。実施期間は，プログラムの内容に応じて，概 ね 3 力月から 6 力月程度とし，実施回数は，対象者の過度な負担 とならず，かつ効果が期待できる回数を設定するものとする。

## （c）プログラムの実施

実施担当者は，個別サービス計画に基づき，プログラムを実施 する。

なお，概ね 1 力月ごとに個別サービス計画で定めた目標の達成状況について評価を実施し，適宜，プログラムの実施方法等につ いて見直しを行うものとする。
（d）事後アセスメントの実施
実施担当者は，事業終了後，事後アセスメントとして，再度，事前アセスメントと同様の評価を実施し，目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行う。
（6）留意事項
安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理マ ニュアルを整備し，常に安全管理に配慮するものとする。

なお，実施に際しては，二次予防事業の対象者の心身の状況等に応 じて，リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。

## （ウ）訪問型介護予防事業

（1）事業内容
二次予防事業の対象者であって，特に閉じこもり，うつ，認知症

のおそれがある等，心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものであり，市町村が訪問型介護予防事業の実施が必要 と認められるものを対象に，保健師等がその者の居宅を訪問して， その生活機能に関する問題を総合的に把握•評価し，必要な相談•指導等を実施する。

また，訪問型介護予防事業の対象者であって，低栄養状態を改善 するために特に必要と認められるものに対しては，栄養改善プログ ラムの一環として配食の支援を実施する。
（2）実施担当者
保健師，看護職員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士，歯科衛生士等が実施する。
（3）プログラムに参加する場合の医師の判断
通所型介護予防事業における取扱いと同様，プログラム参加の適否について医師の判断を求めること。
（4）実施の手順
訪問型介護予防事業は，次の手順により実施するものとする。以下の（a）から（c）までに掲げる実施状況については，介護予防 ケアマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに必ず報告 するものとする。なお，地域包括支援センターにより介護予防ケア プランが作成されている場合は，これを踏まえ実施するものとする。 （a）事前アセスメントの実施

実施担当者は，対象者の居宅を訪問し，個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに，事業終了後に その効果を評価するための基準値を得るために，事前アセスメン トを実施する。事前アセスメントでは，主治医とも連携しつつ，対象者の心身の状況等について，地域包括支援センターの作成し た課題分析•目標設定を踏まえ，包括的な評価を行う。その際，認知症やうつが疑われる者については，適宜，医療機関への受診 を勧奨するとともに，精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。
（b）個別サービス計画の作成
実施担当者は，事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏ま えて，個別の対象者ごとに支援方法を検討し，概ね3 カ月から 6 カ月までを実施期間とする個別サービス計画を作成する。
（c）支援の実施

実施担当者は，個別サービス計画に基づき，定期的に対象者の居宅を訪問し，対象者の心身の状況等を確認するとともに，必要 な相談•指導等を実施する。併せて，対象者の心身の状況等を踏 まえつつ，対象者の関心や興味に応じて，通所型介護予防事業の各種プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促すも のとする。
（d）事後アセスメントの実施
実施担当者は，事業終了後，事後アセスメントとして，再度，事前アセスメントと同様の評価を実施し，目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行う。
（5）留意事項
安全に事業を実施するために，事故発生時の対応を含む安全管理 マニュアルを整備し，常に安全管理に配慮し実施するものとする。

また，訪問型介護予防事業において，低栄養状態の改善のため特 に必要であると判断し配食の支援を実施する場合は，食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが，利用料の設定に当たっては，低所得者への配慮を考慮すること。
（エ）二次予防事業評価事業
（1）事業内容
介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通 じ，二次予防事業の事業評価を行い，その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。
（2）実施方法
事業評価は，年度ごとに，別添2の「介護予防事業の事業評価」 により，プロセス評価，アウトプット評価，アウトカム評価をそれ ぞれ実施する。
（3）留意事項
事業評価を実施するため，介護予防事業の対象者数，参加者数，事業参加前後のQOL指標の変化，主観的健康感の変化等のデータ等について，常に収集•整理するものとする。
（2）一次予防事業
ア 総則
（ア）目的
一次予防事業（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機

能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）に係 る事業（以下「一次予防事業」という。）は，地域において介護予防 に資する自発的な活動が広く実施され，地域の高齢者が自ら活動に参加し，介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して，健康教育，健康相談等の取組を通じて介護予防に関 する活動の普及•啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動 の育成•支援を行うこと等を目的とする。
（イ）対象者
一次予防事業は，当該市町村の第1号被保険者のすべての者及びそ の支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとする。
（ウ）事業の種類
この事業の種類は，次のとおりとする。
（1）介護予防普及啓発事業
（2）地域介護予防活動支援事業
（3）一次予防事業評価事業

イ 各論
（ア）介護予防普及啓発事業
事業内容としては，概ね次のものが考えられるが，市町村が効果が あると認めるものを適宜実施するものとする。なお，実施に際しては，特に必要と認められる場合，リフトバス等による送迎を行うことがで きるものとする。
（1）介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレッ ト等の作成及び配布
（2）介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等に よる講演会や相談会等の開催
（3）介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催
（4）介護予防に関する知識又は情報，各対象者の介護予防事業の実施 の記録等を管理するための媒体の配布
（イ）地域介護予防活動支援事業
事業内容としては，概ね次のものが考えられるが，市町村が効果が あると認めるものを適宜実施するものとする。なお，事業の展開にあ たっては，対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニュ一を実施し，当該事業を通じて参加者同士の交流を図り，自主的な取組につなげる等のエ夫をすることにより，住民の積極的な参加を促す

など，地域づくりに資する視点を持つことが望ましい。
（1）介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
（2）介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
（3）社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
例えば，要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボラン ティア活動を行った場合に，当該活動実績を評価した上で，ポイ ントを付与する活動等が考えられる。
（ウ）一次予防事業評価事業
（1）事業内容
介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通 じ，一次予防事業の事業評価を行い，その結果に基づき事業の改善 を図る。
（2）実施方法
事業評価は，年度ごとに，別添2の「介護予防事業の事業評価」 により，プロセス評価を中心に実施する。
（3）介護予防事業の実施に際しての留意事項
ア 介護予防事業の実施に当たっては，地域の医師会，歯科医師会等の協力を得るとともに，保健，精神保健福祉等の関係課部局，保健所，医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。
ィ 一次予防事業と二次予防事業は，相互に密に連携を図って，効果的な事業の実施に努めるものとする。なお，両施策については，各事業への参加状況等を勘案し，同じ会場で実施するなどの創意工夫を図り実施で きるものとする。

## 2 包括的支援事業

（1）介護予防ケアマネジメント業務
ア 目的
介護予防ケアマネジメント業務は，二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため，その心身の状況，その置かれている環境その他の状況に応じて，対象者自らの選択に基づき，介護予防事業そ の他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行 うことを目的とする。

## 个 対象者

当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施す る。

## ウ 実施担当者

介護予防ケアマネジメント業務は，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員等が相互に協働しながら実施するものとする。

エ 実施の際の考え方
介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては，今後，対象者が どのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確に し，その目標を対象者，家族，事業実施担当者が共有するとともに，対象者自身の意欲を引き出し，自主的に取組を行えるよう支援するものと する。

## オ 実施の手順

介護予防ケアマネジメント業務は，次の手順により実施するものとす る。（別添 3 の様式 1 から様式 4 までの様式（以下「標準様式例」とい う。）参照）。
（ア）課題分析（アセスメント）
基本チェックリストの結果の情報の把握や，対象者及び家族との面接による聞き取り等を通じて，次に掲げる各領域ごとに，対象者の日常生活の状況，生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにする。
（1）運動及び移動
（2）家庭生活を含む日常生活
（3）社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
（4）健康管理
その際，生活機能の低下について対象者の自覚を促すとともに，介護予防に取り組む意欲を引き出すため，対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。
（イ）目標の設定
課題分析の結果，個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標 を設定する。目標は，単に運動器の機能や栄養改善，口腔機能といっ た特定の機能の改善だけを目指すものではなく，これらの機能改善や環境の調整などを通じて，生活の質の向上を目指すものとする。課題分析（アセスメント）の結果，地域包括支援センターは，必要と認め

られる場合には，対象者及びその家族の同意を得て，支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成することができる。 その際，対象者，家族及び事業の実施担当者等が共通の認識を得られ るよう情報の共有に努めるものとする。介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には，地域包括支援センターは，事業の実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援の内容等を伝え，事業の実施後に事業実施担当者から事前•事後ア セスメント及び個別サービス計画に係る情報を収集することによりこ れに替えることができる。なお，介護予防ケアプランにおいては，対象者自身による取組，家族や地域住民等による支援等を，積極的に位置づけるとともに，ボランティアや地域活動組織の育成•支援等を実施する一次予防事業と十分に連携し，地域における社会資源の活用に努めることとする。
（ウ）モニタリングの実施
介護予防事業が実施される間，地域包括支援センターは，必要に応 じて，その実施状況を把握するとともに，当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また，当該事業の実施担当者に対し，介護予防事業による目標の達成状況等の評価を行わせ，その結果の報告を受け る。
（エ）評価
地域包括支援センターでは，事業の実施担当者からの事後アセスメ ント等の結果報告を参考にしつつ，対象者及び家族との面接等によっ て各対象者の心身の状況等を再度把握し，適宜，介護予防ケアプラン の見直し等を行う。

力 留意事項
（ア）介護予防ケアマネジメント業務は，1の（1）のイの（ア）の二次予防対象者の把握事業と密に連携を図り，実施するものとする。
（イ）介護予防ケアマネジメント業務に用いる標準様式例は，必要と思わ れる標準的な項目を示したものであり，様式の記載においては，介護予防ケアマネジメントに必要な情報について個別に吟味した上で，適宜，項目を追加または簡略化するなど，工夫して用いるものとする。
（ウ）介護予防ケアマネジメント業務においては，介護保険における居宅介護（介護予防）支援との一貫性や連続性の確保に配慮するものとす る。
（エ）介護予防ケアマネジメント業務においては，多くの専門職や地域住

民等の積極的な参画を求めるものとする。
（オ）介護予防ケアマネジメント業務においては，対象者又はその家族の秘密が部外者に漏れることのないよう，必要な措置を講じるものとす る。
（2）総合相談支援業務
ア 目的
総合相談支援業務は，地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう，地域における関係者と のネットワークを構築するとともに，高齢者の心身の状況や生活の実態，必要な支援等を幅広く把握し，相談を受け，地域における適切な保健•医療•福祉サービス，機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこ とを目的とする。

## イ 事業内容

（ア）地域におけるネットワークの構築
地域包括支援センターは，支援を必要とする高齢者を見い出し，保健•医療•福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ，継続的な見守りを行い，更なる問題の発生を防止するため，地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

## （イ）実態把握

（ア）で構築したネットワークを活用するほか，様々な社会資源と の連携，高齢者世帯への戸別訪問，同居していない家族や近隣住民か らの情報収集等により，高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に，地域から孤立している要介護（支援）者のい る世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など，支援が必要な世帯を把握し，当該世帯の高齢者や家族への支援につなげること ができるように留意するものとする。
（ウ）総合相談支援
（1）初期段階の相談対応
本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，的確な状況把握等を行い，専門的•継続的な関与又 は緊急の対応の必要性を判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することがで きると判断した場合には，相談内容に即したサービス又は制度に関

する情報提供，関係機関の紹介等を行う。
（2）継続的•専門的な相談支援
（1）の対応により，専門的•継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には，より詳細な情報収集を行い，個別の支援計画を策定する。
支援計画に基づき，適切なサービスや制度につなぐとともに，定期的に情報収集を行い，期待された効果の有無を碓認する。

## （3）権利擁護業務

権利擁護業務は，地域の住民，民生委員，介護支援専門員などの支援 だけでは十分に問題が解決できない，適切なサービス等につながる方法 が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において尊厳のあ る生活を維持し，安心して生活を行うことができるよう，専門的•継続的な視点から，高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的と する。

## ィ 事業内容

地域福祉権利擁護事業，成年後見制度などの権利擁護を目的とするサ ービスや制度を活用するなど，ニーズに即した適切なサービスや機関に つなぎ，適切な支援を提供することにより，高齢者の生活の維持を図る。特に，高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には，次のような諸制度を活用する。
（ア）成年後見制度の活用促進
成年後見制度を説明するとともに，親族からの申立てが行われるよ う支援する。
申立てを行える親族がないと思われる場合や，親族があっても申立 てを行う意思がない場合で，成年後見の利用が必要と認める場合，速 やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し，市町村申立 てにつなげる。
（イ）老人福祉施設等への措置の支援
虐待等の場合で，高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は，市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し，措置入所の実施を求める。
（ウ）高龄者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等 に基づき，速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等，事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については，「市町村•都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援」（平成 18 年 4 月厚生労働省老健局）を参照のこと）。
（エ）困難事例への対応
高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合，高齢者自身 が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には，地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに，地域包括支援センター全体で対応を検討し，必要な支援を行う。
（オ）消費者被害の防止
訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止 するため，消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに，民生委員，介護支援専門員，訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

ウ 留意事項
イの（ア）の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。
（ア）市町村，地方法務局等と連携し，成年後見制度を幅広く普及させる ための広報等の取組を行う。
（イ）鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう，地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を，高齢者又はその親族に対して紹介する。
（4）包括的•継続的ケアマネジメント支援業務
ア 目的
包括的•継続的マネジメント支援業務は，高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう，介護支援専門員，主治医，地域の関係機関等の連携，在宅と施設の連携など，地域において，多職種相互の協働等により連携し，個々の高齢者の状況や変化に応じて，包括的かつ継続的に支援していく包括的•継続的ケアマネジメントが重要であり，地域における連携•協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

## イ 事業内容

（ア）包括的•継続的なケア体制の構築
在宅•施設を通じた地域における包括的•継続的なケアを実施する ため，医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し，地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また，地域の介護支援専門員が，地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動，老人クラブ活動，ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよ う，地域の連携•協力体制を整備する。
（イ）地域における介護支援専門員のネットワークの活用
地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため に，介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり，その活用を図る。
（ウ）日常的個別指導•相談
地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し，介護支援専門員 に対する個別の相談窓口の設置，居宅（介護予防）•施設サービス計画の作成技術の指導，サービス担当者会議の開催支援など，専門的な見地からの個別指導，相談への対応を行う。

また，地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から，必要に応 じて，地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上，事例検討会や研修の実施，制度や施策等に関する情報提供等を行う。
（エ）支援困難事例等への指導•助言
地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について，適宜，地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者，関係機関との連携の下 で，具体的な支援方針を検討し，指導助言等を行う。

ウ 留意事項
包括的•継続的ケアマネジメント支援業務は，地域包括支援センタ一において実施する介護予防ケアマネジメント業務，介護予防支援，介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り，包括的•継続的な ケアが提供されるよう配慮するものとする。

3 任意事業
（1）目的
地域の高齢者が，住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続し ていくことができるようにするため，介護保険事業の運営の安定化を図る

とともに，被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し，地域 の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。
（2）対象者
被保険者，要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者 として市町村が認める者とする。
ただし，住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成 する事業又は必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については，住宅改修の活用を希望する要介護（支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。

## （3）事業内容

任意事業としては，法上，介護給付等費用適正化事業，家族介護支援事業，その他の事業が規定されているが，次に掲げる事業はあくまでも例示 であり，介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立し た日常生活の支援のために必要な事業である限り，地域の実情に応じ，創意エ夫を生かした多様な事業形態が可能である。
ア 介護給付等費用適正化事業
介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサー ビスが提供されていないかの検証，介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供，介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに，介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお，介護給付等に要する費用の適正化のための事業のうち，主要な適正化事業は次のとおり。
－主要介護給付等費用適正化事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号））
（1）認定調査状況チェック
（2）ケアプランの点検
（3）住宅改修等の点検
（4）医療情報との突合•縦覧点検
（5）介護給付費通知

## イ 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のた め必要な事業を実施する。
（ア）家族介護支援事業
要介護被保険者の状態の維持•改善を目的とした，適切な介護知識•技術の習得や，外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容 とした教室を開催する。
（イ）認知症高齢者見守り事業
地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした，認知症に関する広報•啓発活動，徘徊高齢者を早期発見できる仕組み の構築•運用，認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等に よる見守りのための訪問などを行う。
（ウ）家族介護継続支援事業
家族の身体的•精神的•経済的負担の軽減を目的とした，要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防，病気の早期発見や，介護用品の支給，介護の慰労のための金品の贈呈，介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。

## ウ その他の事業

次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業その他の介護保険事業の運営 の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。
（ア）成年後見制度利用支援事業
市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立 てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。
（イ）福祉用具•住宅改修支援事業
福祉用具•住宅改修に関する相談•情報提供•連絡調整等の実施，福祉用具•住宅改修に関する助言，住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。
（ウ）地域自立生活支援事業
次の（1）から（5）までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。
（1）高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング），高齢者向け優良賃貸住宅，高齢者専用賃貸住宅，多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に，日常生活上の生活相談•指導，安否確認，緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し，関係機関 －関係団体等による支援体制を構築するなど，地域の実情に応じ た，高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。
（2）介護サービスの質の向上に資する事業
地域で活躍している高齢者や民生委員等が，介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）として，利用者の疑問や不満，不安の解消を図るとともに，サービス担当者と意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。
（3）地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
栄養改善が必要な高齢者（二次予防事業の対象者を除く。）に対し，地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し，高齢者の状況を定期的に把握するとともに，必要に応じ，地域包括支援センター等に報告する。
（4）家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時 （24時間•365日）対応するための体制整備（電話を受け付 け，適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーター の配置等）を行う。
（5）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
地域社会等において，豊かな経験と知識•技能を生かし，地域 の各団体の参加と協力のもとに，高齢者の生きがいと社会参加を促進するため，地域における様々な社会資源を活用し，各種サー ビスを提供する。
（4）留意事項
ア 任意事業の実施に当たっては，この包括的支援事業の円滑な実施に資 するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど，地域における社会資源の活用に留意すること。

イ 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の

実施にあたっては，介護支援専門員又は作業療法士，福祉住環境コーデ ィネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者な ど，居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成者であるこ と。

ウ（3）のウの（ウ）の③のような，配食の支援を活用した事業を実施 する場合，食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることが基本と なるが，利用料の設定に当たっては，低所得者への配慮や市町村におけ る財源等を考慮すること。

エ 介護予防•地域支え合い事業として実施されていた事業のうち，「生 きがい活動通所支援事業」や「緊急通報体制等整備事業」等の一般財源化された事業は，地域支援事業として実施することはできないものであ ること。

基本チェックリスト

| No． | 質問項目 | 回 答 <br> （いずれかに○を お付け下さい） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | バスや電車で1人で外出していますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 2 | 日用品の買物をしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 3 | 預貯金の出し入れをしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 4 | 友人の家を訪ねていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 5 | 家族や友人の相談にのっていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 6 | 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 7 | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 8 | 15分位続けて歩いていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 9 | この1年間に転んだことがありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 10 | 転倒に対する不安は大きいですか | 1．はい | 0．いいえ |
| 11 | 6力月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか | 1．はい | 0．いいえ |
| 12 |  |  |  |
| 13 | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか | 1．はい | 0．いいえ |
| 14 | お茶や汁物等でむせることがありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 15 | 口の渇きが気になりますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 16 | 週に1回以上は外出していますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 17 | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 18 | 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われ ますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 19 | 自分で電話番号を調べて，電話をかけることをしていますか | 0．はい | 1．いいえ |
| 20 | 今日が何月何日かわからない時がありますか | 1．はい | 0．いいえ |
| 21 | （ここ2週間）毎日の生活に充実感がない | 1．はい | 0．いいえ |
| 22 | （ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった | 1．はい | 0．いいえ |
| 23 | （ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じら れる | 1．はい | 0．いいえ |
| 24 | （ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない | 1．はい | 0．いいえ |
| 25 | （ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする | 1．はい | 0．いいえ |

（注） $\mathrm{BMI}(=$ 体重（ kg ）$\div$ 身長（m）$\div$ 身長（m））が 18.5 未満の場合に該当とする。

## 介護予防事業の事業評価

事業評価をする際には，以下の 3 段階の評価指標を設定する。
（1）プロセス指標：事業を効果的•効率的に実施するための事業の企画立案，実施過程等に関する指標
②アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関 する指標

③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

## 1 介護予防事業（二次予防事業）

## ＜プロセス指標〉

以下の 10 項目について，事業が適切な手順•過程を経て実施できているか否かを評価する。
（1）二次予防事業の対象者を適切に把握•選定するため，複数の把握経路を確保して いるか。
（2）二次予防事業の対象者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ，当該二次予防事業の対象者に対する事業の実施状況等について情報還元を行っているか。
（3）事業の企画•実施•評価に住民が参画しているか。
（4）事業の実施状況を把握しているか。
（5）事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
（6）事業の実施状況の検証に基づき，次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。
（7）事業に関する苦情や事故を把握しているか。
（8）事業の効果を分析する体制が確立しているか。
（9）関係機関（地域包括支援センター，医療機関，民生委員等）において情報を共有 するため，共有する情報の範囲，管理方法，活用方法に関する取り決めをしてい るか。
（11）二次予防事業の対象者の個人情報が共有されることについて，対象者に十分な説明を行い，同意を得ているか。

## 〈アウトプット指標〉

以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

| 指 標 | 評価方法 |
| :---: | :---: |
| （1）介護予防ケアマネジ メント実施件数（実施率） | 年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し，実施予定件数及び実施件数によりニ次予防事業の対象者の把握状況を評価する。 <br> （実施率＝実施件数 $\div$ 実施予定件数） |
| （2）事業実施回数（実施率） | 年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し，実施予定回数及び実施回数により実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 実施回数 $\div$ 実施予定回数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計 することが望ましい。 |
| （3）事業参加者数（実施率） | 年度末に年間の事業参加者の状況を集計し，事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況を評価する。 <br> （実施率 $=$ 参加者数 $\div$ 参加予定者数） <br> 通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業の事業種別や，運動器の機能向上，栄養改善等の実施プログラム別に集計 することが望ましい。 |

## ＜アウトカム指標＞

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う。

| 指 標 | 評価方法 |
| :---: | :---: |
| （1）新規認定申請者数 | 年度末に年間の新規認定申請者数を集計•分析する。介護予 <br> 防事業の効果を直接反映する指標ではないが，前年比や年次推 <br> 移等のデータを介護予防事業の効果の推計に活用する。 |
| （2）新規認定者数（要 <br> 介謢度別） | 年度末に年間の新規認定者数を集計し，要介護度別の新規認 <br> 定者数の前年比，年次推移等のデータにより，介謢予防事業の |


|  | 効果を評価する。 |
| :---: | :---: |
| （3）「旧要支援＋旧要介護1」の人数 | 年度末時点の「旧要支援＋旧要介護1」つまり「要支援 $1+$要支援 $2+$ 要介護 1 」の人数を集計し，介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合） での人数との比較•検証により，介護予防事業の効果を評価す る。 |
| （4）介護予防事業参加者からの新規認定者数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し，その率（新規認定者数 $\div$ 介護予防事業参加者数）によ り，介護予防事業の効果を評価する。 |
| （5）主観的健康感 （※） | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の主観的健康感の変化を集計し，維持•改善割合（事業参加者 のうち参加後に主観的健康感が維持•改善された者の割合）に より介護予防事業の効果を評価する。 |
| （6）基本チェックリス トの点数 | 年度末に年間の介護予防事業参加者について，事業参加前後 の基本チェックリストの点数の変化を集計し，維持•改善割合 （事業参加者のうち参加後に点数が維持•改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。 |

※）主観的健康感は，国民生活基筼調査の以下の質問により評価する。
「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号 1 つに 0 をつけてください。

$$
1 \text { よい } 2 \text { まあよい } 3 \text { ふつう } 4 \text { あまりよくない } 5 \text { よくない」 }
$$

## 2 介護予防事業（一次予防事業）

## ＜プロセス指標〉

以下の 5 項目について，事業が適切な手順•過程を経て実施できているか否かを評価する。
（1）介護予防に関する一般的な知識や，介護予防事業の対象者，事業内容，参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
（2）介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握している か。
（3）介護予防事業を推進するに当たり，介護予防に資する活動を行っているボランティアや

地域活動組織と密に連携を図っているか。
（4）ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催している か。

⑤地域活動組織の求めに応じて，担当職員の派遣，活動の場の提供等の支援を行ってい るか。

## ＜アウトプット指標・アウトカム指標＞

介護予防事業（一次予防事業）については，市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから，事業内容等に応じて適宜指標を設定し，アウトプット及びアウ トカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。

## 【指標の例】

（1）介護予防に関する講演会，相談会等の開催回数•参加者数
（2）介護予防に関するイベント等の開催回数
③ボランティア育成のための研修会の開催回数•参加者延数
（4）地域活動組織への支援•協力等の実施回数
（5）当該年度に新規に創設された地域活動組織の数
（※介護予防ケアマネジメント部分を抜枠）

## 利用者基本情報

## 作成担当者：

《基本情報》


《介護予防に関する事項》


《現病歴•既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

| 年月日 | 病名 | 医療機関•医師名 <br> （主治医•意見作成者にお） |  | 経過 | 治療中の場合は内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中 <br> 経過観察中 <br> その他 |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中経過観察中 その他 |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中 <br> 経過観察中 <br> その他 |  |
| 年 月 日 |  |  | Tel | 治療中 <br> 経過観察中 <br> その他 |  |

《現在利用しているサービス》

| 公的サービス | 非公的サービス |
| :--- | :---: |
|  |  |

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり，利用者の状況を把握する必要があるときは，要介護認定•要支援認定に係る調查内容，介護認定審査会による判定結果•意見，及び主治医意見書と同様に，利用者基本情報，支援•対応経過シート，アセスメントシート等の個人に関する記録を，居宅介護支援事業者，居宅サービス事業者，介護保険施設，主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示 することに同意します。


介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

$※ 1$ 介護予防支援経過は，具体的には，時系列に出来事，訪問の際の観察（生活の活発さの変化を含む），サービス担当者会議の内容，利用者•家族の考えなどを記入し，介護予防支援や各種サービスが適切に行われているかを判断し，必要な場合には方針変更を行らためのサービス担当者会議の開催，サービス事業所や家族との調整などを記入する。
2 サービス担当者会議を開催した場合には，会議出席者（所属（職種）氏名），検討した内容等を記入する。

| 目標 | 評価期間 | 目標達成状況 | $\begin{array}{\|c\|c\|} \hline \text { 目標 } \\ \text { 達成/未達成 } \end{array}$ | 目標達成しない原因 （本人•家族の意見） | 目標達成しない原因 （計画作成者の評価） | 今後の方針 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |

地域包括支援センター意見

|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |


|  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  ，er $4 \sim=0^{4}$ 园 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> 席 <br>  <br>  |
| :---: | :---: |
|  |  |






|  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> （睘） <br>  <br>  －ncru＊an mix <br>  <br>  <br>  <br> （蠠） <br>  <br>  <br> （幖）－ <br>  <br> （橉）－1 <br>  |  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> （露） <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> （䙲） <br>  <br>  <br>  <br>  |
| :---: | :---: |
| 馬 | 開楽 |

# 各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）介護予防事業主管課 御中 

## 厚生労働省老健局老人保健課

地域支援事業実施要綱の改正に係る介護予防事業の Q \＆A集の送付について

介護予防事業の推進につきましては，日頃より御協力いただき，感謝申し上 げます。

さて，地域支援事業実施要綱の改正に係る介護予防事業のQ \＆A 集を別添の とおり送付いたしますので，各自治体におかれましては，これらを参照のうえ，事業を進めていただきますようお願いいたします。

照 会 先

厚生労働省老健局老人保健課
担当 堀 内（内）3946
後 藤（内） 3947
星（内） 3959
TEL（代） $03-5253-1111$
（直） $03-3595-2490$
FAX 03－3595－4010

## 〔総論〕

（問1）今回の改正の趣旨は何か。
（答）
介護予防事業の課題として，対象者の把握が進まないことや，ケアプランの作成に係る業務負担が大きいなどの課題があり，これらに対応するため，

- 事業の対象者の把握方法の簡素化
- 特に支援が必要な場合のみケアプランを作成

などの所要の改正を行った。
また「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示 3 1 6号）」及び「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保す るための基本的な指針（平成 1 8 年厚生労働省告示第 3 1 4 号）」を改正し，
「特定高齢者」を「二次予防事業の対象者」に改めたうえで，事業の実施に当 たっては，各市町村で親しみやすい通称の使用を推奨することとした。

## （問2）今回の改正の適用日はいつか。

（答）
8月6日から適用となる。
（問3）適用日から，今回の改正に対応して変更しなくてはならないのか。
（答）
市町村ごとの実情に応じて判断していただきたい。

## 〔対象者の名称〕

（問 4）名称について親しみやすい通称を設定することが望ましいとなってい るが，「特定高齢者」や「二次予防事業の対象者」は使ってはいけないのか。
（答）
「特定高齢者」や「二次予防事業の対象者」という名称を使ってはいけな いということではないが，なるべく高齢者が事業に参加しやすい通称を設定 していただきたい。

## 〔把握方法〕

（問5）生活機能評価の実施を医療機関等と年間契約しているので，今年度は生活機能評価の健診を継続するが問題ないか。
（答）
生活機能評価を継続することは，差し支えない。
（問 6 ）生活機能評価を継続して実施した場合これまでどおり，介護保険法に基づく健診として，他の健診に優先して費用を負担するのか。
（答） お見込みのとおりである。
（問7）生活機能評価をやめて，基本チェックリストに基づいて対象者を決定 する場合に必要に応じて検査を行えることとなっているが，
（1）その場合の検査にかかる費用はどうなるのか。
（2）検査項目はどうすればよいか。
（答）
（1）については，引き続き介護保険で負担することとなる。
（2）については，これまで行ってきた生活機能評価の範囲内で実施していただ きたい。

〔基本チェックリスト〕
（問 8 ）基本チェックリストについて，例えば3年間に分けて，対象となる全高齢者に配布するという方法が例示されているが，これは 3 年に 1 回全高齢者に配布するということでも良いのか。
（答）
高齢者人口の規模が非常に大きく，1年間に全数配布をすることが難しい市町村において 3 年間に分けて実施することも差し支えないという考え方を示したものである。なお 3 年に1回実施しても差し支えないが，新規に65歳になった人について別途把握するなど，なるべく幅広く把握していただき たい。
（問 9 ）基本チェックリストの未回収者について，「できる限り電話•戸別訪問等を行い，支援が必要な者の早期発見•早期対応に努める」とあるが，対応が困難なほど膨大な人数になることもあり得る。未回収者の電話•戸別訪問の実施方法や費用負担はどのようにすればよいのか。
（答）
未回収者の対応については，例えば地域の民生委員を活用するなどの方法 が考えられるが，地域の実情を考慮して実施されたい。また費用については地域支援事業交付金の対象として差し支えない。
（問10）介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を実施してい る場合，対象者に決定するために再度基本チェックリストを実施する必要が あるのか。
（答）
再度実施する必要はない。

## 〔要介護認定において非該当と判定された者〕

（問11）要介護認定において非該当と判定された者については，基本チェッ クリストを実施しなくとも，二次予防事業の対象者とすることができるとの ことだが，その場合，必要となるプログラムはどのように判定するのか。
（答）
介護予防ケアマネジメントの課題分析における本人や家族との面接等の情報をもとに，必要となるプログラムを決定していただきたい。
（問12）要介護認定において非該当と判定された者については，基本チェッ クリストを実施しなくとも，二次予防事業の対象者とすることができるとい うことだが，このとき基本チェックリストを実施しても差し支えないか。
（答）
要介護認定において非該当と判定された者については，原則基本チェック リストを実施しなくとも対象者とできるが，改めて基本チェックリストを実施しても良い。

〔対象者の取り扱い期限〕
（問13）二次予防事業の対象者として取り扱う期限については，最低何ヶ月，最長何年間などの基準はあるのか。
（答）
特に何ヶ月以上何年以下などの基準は設けないが，事業の実施にあたり，対象者の個別特性を把握したうえで，課題分析，目標の設定から事後アセス メントによる評価までの期間を鑑みて，適正に設定していただきたい。

## 〔事業内容〕

（問14）参加者の意向によって，基本チェックリストで該当しないプログラ ムを選ぶことは出来るのか。
（答）
原則的に基本チェックリストで該当したものに参加するものであるが，それ に加えて参加者が希望するプログラムを実施しても差し支えない。
（問15）膝痛•腰痛のためのプログラム，また運動機能の向上等を組み合わ せたプログラム，とじこもり予防•支援，認知症予防•支援，うつ予防•支援などのプログラムとは，具体的に何をするのか。
（答）
平成21年度より「介護予防実態調査分析支援事業」において腰痛，膝痛，認知症予防などのプログラムをモデル事業として実施しており，平成24年度 から新しいプログラムに取り組めるようガイドライン等を示す予定としてい る。

なお，現状では具体的なプログラムの実施内容を示しているものではないの で，市町村において効果が認められると判断されたプログラムを実施していた だきたい。
（問16）プログラムの参加にあたり，傷病を有している者などについては， プログラム参加の適否について医師の判断を求めることとしているが，医師 の判断•評価に係る費用も交付金の対象となるか。
（答）
プログラム参加の適否を判断することを目的として行うのであれば，対象と なる。

## 〔実施の手順】

（問17）「課題分析（アセスメント）の結果，必要と認められる場合には，対象者及びその家族の同意を得て，支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成することができる」となっているが，どのようにケ アプランの作成の要否を決定すればよいのか。
（答）
ケアプランの作成が必要となる者については，例えば基本チェックリストで該当項目が多かった者，病歴等を鑑みて目標の達成までのプログラムを綿密に立てる必要がある者などが考えられるが，対象者の心身の状態を踏まえ，適正 に判断されたい。

## 〔その他〕

（問18）介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査の内容はど うなるのか。
（答）
今回の改正により，二次予防事業対象者把握事業等の調査項目を変更する ことを予定している。平成22年度調査の内容については，決定次第速やか にお示しすることとしたい。

